

(別紙) 労務費ダンピング調査の実施方法

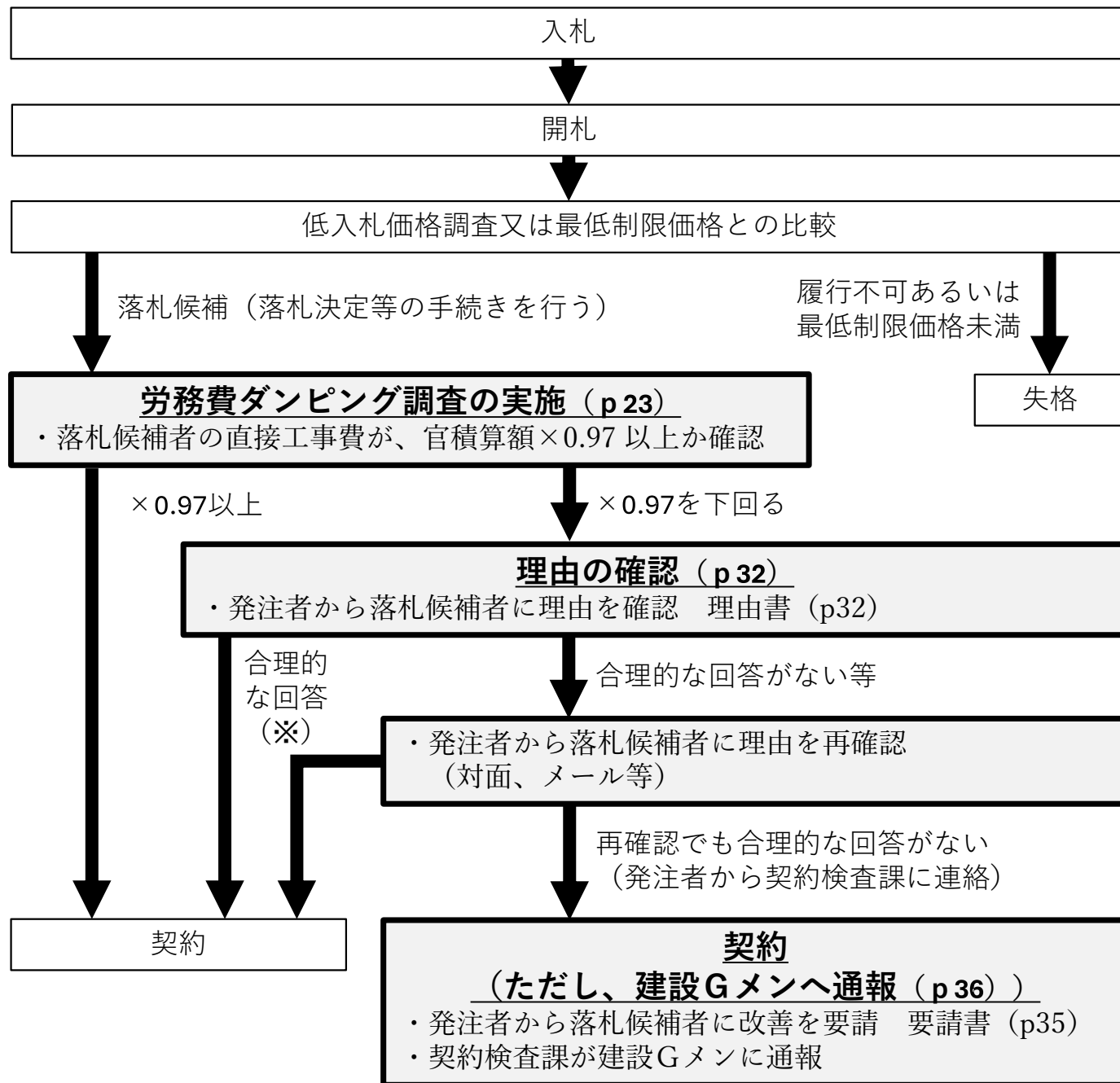
労務費等の適正性を確認する方法として、労務費ダンピング調査を実施する。

対象：令和8年4月1日以降に公告等を行う建設工事及び維持管理業務委託

<リンク> [労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）](#)

図 労務費ダンピング調査の流れ

(ページ番号：ガイドラインのページ)



合理的な回答がない場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはない。

※ 合理的な回答（例）：ガイドラインp34や以下の例を参考にする。

- 現場条件が良く、官積算よりも生産性が高いことを想定している。
（例：現場への進入が容易、連続作業が可能、制約（規制等）が少ない）
- 施工箇所が本社所在地に近く現地状況に精通しており、効率よく施工できることを想定している。
- 同種工事の施工経験が豊富であり、官積算よりも効率化できることを想定している。 等